

○印旛都市広域市町村圏事務組合行政不服審査法施行条例

平成 28 年 3 月 28 日

条 例 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 81 条第 1 項の規定に基づき設置する印旛都市広域市町村圏事務組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。

(審査会の組織)

第 2 条 審査会は、委員 3 人をもって組織する。

(審査会の委員)

第 3 条 審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合、その補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員の報酬は、別に条例で定める。

(審査会の会長)

第 4 条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の議事等)

第 5 条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の庶務)

第 6 条 審査会の庶務は、事務局管理課で処理する。

(手数料の額)

第 7 条 法第 38 条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項（他の法令において準用する場合を含む。）及び法第 81 条第 3 項の規定により読み替えて準用する法第 78 条第 4 項の条例で定める手数料の額は、別表に定めるとおりとする。

(手数料の減免)

第8条 審理員は、法第38条第1項の規定による交付を受ける者が経済的困難その他特別の理由により第7条に規定する手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、交付を求めるときに、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

3 前項の書面には、手数料の減額又は免除を受けようとする者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書類を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

4 法第9条第3項の規定により読み替えて法第38条第1項の規定を適用する場合又は他の法律の規定において同項の規定を準用する場合であって法第9条第1項の規定による審理員の指名を要しない場合においては、第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人及び参加人について準用する。この場合において、第1項及び第2項の規定中「審理員」とあるのは「印旛郡市広域市町村圏事務組合行政不服審査会」と読み替えるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第1項の規定による審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。

(印旛郡市広域市町村圏事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 印旛郡市広域市町村圏事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1の次に次のように加える。

行政不服審査会	会 長	日額 8,100円
	委 員	日額 7,600円

別表（第7条関係）

区 分	金 額
写しの作成に要する費用	複写機（白黒）により写しを作成する場合は、1枚につき10円（A3判まで）
	その他の方法により写しを作成する場合は、当該作成に要する費用

備考

- 1 用紙の両面に複写、印刷又は出力して写しの交付を行う場合においては、当該用紙の片面をそれぞれ1枚として算定する。
- 2 用紙は、原則として日本工業規格A列3番までのものを用いるものとし、これを超える規格の場合は、日本工業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。